

毎週火、金曜日発行(但休日(とき)は翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇告示 丹比村国民健康保険条例の改正認可
 母樹林の指定
 土地改良区の役員の退任及び就任
 医療機関の指定

告示

鳥取県告示第六百三十三号

国民健康保険を行う丹比村に対し、国民健康保険法(昭和十三年法律第六十号)第八条ノ十三第二項の規定に基き
 丹比村国民健康保険条例の一部改正を、昭和三十三年十二月二十三日認可した。

昭和三十三年十二月二十六日

指定医療機関の廃止
 牛の肝てつ検査及び駆除の実施
 昭和三十三年度第四次自衛官(二等陸海、空士)募集
 森林区施業計画及び実施計画の公表
 建設業者の変更登録
 ◇人委規則 職務の等級に分類される職に関する規則の一部改正
 ◇公告 昭和三十三年度鳥取県職員採用試験

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百七号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があつた。

昭和三十三年十二月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

診療科名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日	開業者氏名	
齒科	御船齒科医院	気高郡青谷町青谷三七七六	昭和三十三年十月三十一日	御船 正輝	
整形外科	清水整形外科医院	倉吉市宮川町一五五	昭和三十三年十一月十六日	清水 正章	
内放射線科	音田内科	〃 東町四三五	昭和三十三年十一月一日	音田 作衛	
齒科	河瀬齒科医院	鳥取市東町一四四ノ一	昭和三十三年十二月六日	河瀬三知夫	
〃	小川	東伯郡関金町関金宿二、三三	昭和三十三年九月一日	小川 温夫	
〃	中村	〃 由良町由良宿	昭和三十三年十一月一日	中村 守正	
〃	足立	境港市相生町一〇三	昭和三十三年十二月一日	足立 学	
〃	岩美齒科診療所	岩美郡岩美町浦富七二四	昭和三十三年十月一日	杉木 静子	
診療科名	名 称	所 在 地	開設者名	廢止事由	廢止年月日
内 科	後藤 医院	鳥取市下魚町四七	後藤 良三	老後り災による	昭和三十三年十一月一日

鳥取県告示第六百八号

次のように牛の肝てつ検査及び駆除を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定により、牛の所有者に対して検査及び駆除をつけることを命ずる。

昭和三十三年十二月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 肝てつ、予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 牛。ただし、生後三箇月以内、分べん前後一箇月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査及び注射駆除の方法
 - 肝てつ検査……皮内注射反応法、虫卵検査法
 - 肝てつ駆除……ヘキサクロロエタン製剤投与

別表

実施期日	実施区域	実施場所
三十四年一月二十日	気高郡鹿野町旧勝谷地区	気高郡鹿野町官方検診場
〃 〃 二十一日	〃 〃 旧鹿野地区	〃 〃 鹿野
〃 〃 二十二日	〃 〃 旧小鷺河地区	〃 〃 鷺峯

鳥取県告示第六百九号

昭和三十三年第四次自衛官(二等陸、海、空士)募集の試験日時及び試験場について次のとおり定める。
昭和三十三年十二月二十六日

一 普通試験場

試験日	試験場
昭和三十四年一月二十六日午前八時三十分から	米子市西三柳、陸上自衛隊米子駐とん部隊
〃 二十七日 〃	根雨町根雨、根雨小学校
〃 二十九日 〃	倉吉市仲之町、倉吉東中学校
〃 三十一日 〃	鳥取市西町、鳥取図書館

二 特設試験場

試験日	試験場
昭和三十四年一月二十日午前十時から	境港市明治町、境公民館

鳥取県告示第六百十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第七條第三項の規定による森林区施業計画(C基本計画区)及び同法第八條第一項の規定による昭和三十四年度森林区実施計画案を昭和三十三年十二月二十六日次の場所において公表する。

昭和三十三年十二月二十六日

公表の場所

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 森林区施業計画(22、30森林区)

- 1 鳥取県庁
- 2 中部山林事務所
- 二 昭和三十四年度森林区実施計画案
- 1 鳥取県庁
- 2 東部、中部及び西部山林事務所
- 3 各市町村役場

鳥取県告示第六百十一号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十三條の規定により建設業者登録簿に昭和三十三年十二月十七日変更登録した。
昭和三十三年十二月二十六日

登録番号	登録年月日	商号又は名称	主たる営業所の所在地	鳥取県知事	石 破 二 朗
(に)第三四九号	昭三三、九、二	平和建設有限会社	鳥取市今町一丁目一四一	鳥取県知事	石 破 二 朗
鳥取県知事登録				主たる営業所の所在地	申請者氏名
(旧)					中 尾 中 政 雄
(新)					田 中 政 雄

人委規則

職務の等級に分類される職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十三年十二月二十六日

鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十七号

職務の等級に分類される職に関する規則の一部を改正する規則

職務の等級に分類される職に関する規則(昭和三十二年鳥取県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一行政職等級区分表中

県会事務局	局長	課長	課長補佐	を	県会事務局	局長	課長	課長補佐
			室長					調査員

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

昭和三十三年鳥取県職員採用試験について次のとおり公告する。

昭和三十三年十二月二十六日

鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 蔵

一 試験の対象となる職

電 気 産 畜 社 会 福 祉 主 事 農 業 改 良 普 及 員 生 活 改 良 普 及 員 保 母	若 干 名	若 干 名	若 干 名
	上 級	中 級	初 級
採 用 予 定 人 員	若 干 名	若 干 名	若 干 名

二 受験資格

男女の別を問いませんが、次の試験区分別の受験資格を必要といたします。

上級	<p>(イ) 学校教育法による大学(短期大学を除く。)を昭和三十一年三月以降に卒業した者または昭和三十四年三月三十一日までに卒業する見込の者(年令を問いません。)</p> <p>(ロ) 学校教育法による短期大学を昭和三十一年三月以前に卒業した者で、昭和六年四月二日以降に生れた者</p> <p>(ハ) 人事委員会が前記(イ)または(ロ)に該当する者と同等と認めたる者</p> <p>(ニ) 前記(イ)、(ロ)、(ハ)に掲げる者のほか、昭和六年四月二日から昭和十年四月一日までに生れた者(学歴を問いません。)</p>
中級	<p>(イ) 学校教育法による短期大学を昭和三十一年三月以降に卒業した者または昭和三十四年三月三十一日までに卒業する見込の者(年令を問いません。)</p> <p>(ロ) 人事委員会が前記(イ)に該当する者と同等と認めたる者</p> <p>(ハ) 前記(イ)、(ロ)に掲げる者のほか、昭和六年四月二日から昭和十三年四月一日までに生れた者(学歴を問いません。)</p>
初級	<p>昭和十年四月二日から昭和十六年四月一日までに生れた者(学歴は問いません。)</p>

- ただし、次の各号の一つに該当する者は受験できません。
- (1) 日本の国籍を有しない者
 - (2) 禁治産者および準禁治産者

<ul style="list-style-type: none"> (3) 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終るまでまたは執行を受けることがなくなるまでの者 (4) 鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者 (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者 <p>以上のほか、「社会福祉主事」、「農業改良普及員」、「生活改良普及員」、「保母」の職については、それぞれ、社会福祉主事、農業改良普及員、生活改良普及員、保母の資格を有する者または昭和三十四年三月末日までにこれらの資格を取得する見込を有する者でないと受験することができません。合格後においても、昭和三十四年三月末日までに資格を取得することができなかった場合には、合格を無効とします。</p>
<p>三、第一次試験</p> <p>1. 方法</p> <p>教養試験と専門試験を上級試験では大学卒業程度、中級試験では短期大学卒業程度、初級試験では高等学校卒業程度において行います。</p> <p>イ、教養試験 試験区分にかかわらず、公務員として必要な一般能力及び教養について筆記試験を行います。</p> <p>ロ、専門試験 職種に応じた専門的知識、能力等を有するかどうかについて筆記試験を行います。</p> <p>なお、専門試験は次の分野から出題されます。</p>

職 種	分 野	
	上 級 (中 級)	初 級
電 氣	数学、物理、電磁気学、電気回路理論、電気磁気測定、電気機器工学、送配電工学、電子工学、電気材料電気応用	電気理論、電気計測、電気材料、電気機器、発電電所、送配電
畜 産	家畜育種、家畜繁殖、家畜飼養、畜産各論、畜産物利用、獣医一般	
社会福祉主事	心理学、社会福祉事業概論、社会福祉事業方法論、社会福祉事業行政論、児童福祉論、身体障害者福祉論、精神衛生学、公的扶助論、社会福祉事業設備管理論、社会調査統計	
農業改良普及員	作物、園芸、畜産、土壤肥料、農機具、病虫害、農業経営、農業政策	
生活改良普及員	被服、食物、保健衛生、住居、家庭管理、教育	
保 母	社会福祉事業一般、児童福祉事業概論、児童心理学及び精神衛生学、保育理論	

2 日時、場所	昭和三十四年二月一日(日)に鳥取市において行います。時刻及び試験場は受験票交付の際お知らせします。
3. 第一次試験合格者の発表	昭和三十四年二月十一日(水)県庁前に掲示するほか、合格者に通知します。
四、第二次試験	第二次試験は第一次試験の合格者に対して行います。
1. 方 法	イ、口頭試問 主として人物について個別面接による試験を行います。 ロ、身体検査 胸部疾患の有無に重点を置いて職務遂行に必要な健康度を有するかどうかについて検査を行います。 ハ、身上調査 受験資格の有無、申込書記載事項の真否、その他について行います。
2. 日時、場所	昭和三十四年二月中旬、鳥取市において行いますが、詳細については第一次試験の合格者に通知します。
五、合格者の発表	昭和三十四年三月上旬、県庁前に掲示するほか、合格者に通知します。
六、合格から採用まで	1. 合格者は試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に登載されたうえ、任命権者の請求に応じて成績順に提示され、そのうちから採用者が決定されます。したがって、合格者の全部が必ず採用されるとは限りません。

- 2 採用候補者名簿の効力は原則として一年間です。
- 3 給与は原則として上級試験合格者は給料月額九、二〇〇円(行政職給料表五等級四号給)、中級試験合格者は給料月額七、四〇〇円(行政職給料表六等級五号給)、初級試験合格者は給料月額六、三〇〇円(行政職給料表六等級二号給)を支給されるほか、扶養手当、暫定手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。
- 七、受験手続及び受付期間
 - 1. 申込用紙の請求

申込用紙は、鳥取県人事委員会事務局に請求して下さい。郵便による場合は、あて先を明記して十円切手をはった返信用封筒を必ず同封して下さい。切手のないものは送付いたしません。
 - 2. 申込

申込用紙に必要事項を記入し、鳥取県人事委員会事務局に提出して受験票を受取して下さい。郵便による場合は、受験票裏面の郵便はがき欄に住所、氏名を記入し、五円切手をはって下さい。切手のないものは受験票を送付しません。
 - 3. 受付期間

昭和三十四年一月十二日(月)から昭和三十四年一月二十二日(木)午後五時まで。郵送の場合は、一月二十一日(木)午後五時までの着信に限ります。
 - 八、その他

この試験の詳細については鳥取県人事委員会事務局に照会して下さい。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

発行所 鳥取市東町取県印刷所